

被相続人居住用家屋等確認書交付のための提出書類

様式1 - 2の場合

	添付書類	コピー	取得先	確認内容	
	被相続人居住用家屋等確認申請書	不可	市HPなど	押印は不要です	<input type="checkbox"/>
1	被相続人の <u>住民票の除票</u>	不可	市民課 窓口など	被相続人の死亡日（相続発生日）、死亡時の居住地を確認します。	<input type="checkbox"/>
2	相続人の住民票 （相続人：家屋及び敷地を取得した方全員）	不可	相続人がお住まいの市役所など	相続開始の直前から取壊しまで、相続人がその家屋に居住していなかったことを確認します。 <u>取壊し後</u> に住民票を取得してください。 被相続人死亡の直前（若しくは施設入所の直前）から2回以上転居している場合、戸籍の附票が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	土地等の売買契約書（写し）	可	—	家屋解体後の敷地等の譲渡について確認します。	<input type="checkbox"/>
4	閉鎖事項証明書（建物）	可	法務局	相続した家屋の建築日、取壊し日を確認します。 ※建物未登記の場合の代替書類については、市までお問合せ下さい。	<input type="checkbox"/>
	(i) ~ (iii) のいずれか				
5	(i) 水道、電気・ガス等のいずれかの使用中止日を確認できる書類	可	水道局、電力、ガス会社	相続した家屋が空き家であったことを確認します。 業者広告の場合、宅地建物取引業者によるものであること。 ※(i)は、 <u>相続開始日以降の使用中止日である</u> ことが必要 (iii)は、「(例)空家バンクへの登録が確認できる書類」等	<input type="checkbox"/>
	(ii) 仲介業者の広告	可	仲介業者		<input type="checkbox"/>
	(iii) その他、上記以外の書類	可	業者等		<input type="checkbox"/>
6	更地の写真（日付入り）	可	解体業者等	家屋解体後、敷地が別の建物等の敷地の用に使用されていないか確認します。	<input type="checkbox"/>

→P 2 へ

被相続人が、老人ホーム等に入所していた場合、以下の7～9の書類

7	介護保険被保険者証の写しや 障がい福祉サービス受給者証 の写し等	可	入所施設 等	要介護・要支援・障害支援区部員等の 認定を受けていたことを確認します。	<input type="checkbox"/>
8	施設入所時の契約書の写し	可	入所施設 等	施設名称、所在地、種類等を確認しま す。	<input type="checkbox"/>
9	(i) 又は (ii) のいずれか				
	(i) 水道、電気・ガス等のい ずれかの使用中止日を確認でき る書類	可	水道局、 電力、 ガス会社	被相続人が老人ホーム入所後から相続 開始の直前までについて、家屋を事業 用等に使用していなかったことについ て確認します。 ※(i)は、 <u>相続開始日以降の使用中止 日である</u> ことが必要	<input type="checkbox"/>
	(ii) 老人ホーム等が保有する 外泊・外出等の記録	可	入所施設 等	※(i)又は(ii)が用意できないとき は 市までお問合せください。	<input type="checkbox"/>
※	(住民票を施設に移していな かった場合) 施設退所時の施設利用料金 明細、領収書、通帳の写し等	可	入所施設 等	相続の開始直前まで施設に入所してい たことを確認します。	<input type="checkbox"/>

その他添付書類

	登記事項証明書 (土地)	可	法務局	実際の譲渡日 (引き渡しがあった日) を確認します。	<input type="checkbox"/>
	委任状 ※代理の方が手続きする場合	不可	—	※既定の様式はありません。	<input type="checkbox"/>

○注意事項

- ・相続人が複数の場合、申請書の作成は各人ごとになります。
- ・証明受け取り時に交付手数料300円が必要です。
- ・原則、直接申請、交付になります。(交付までには1週間程度要します。)
来所が難しい場合はご相談ください。
- ・本人確認を行いますので、身分証等をご持参ください。
- ・詳しい手続きについては、下記にご確認ください。

【申請先】

宮崎市役所 住宅課 空家対策係

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目14番20号

宮崎市役所 第4庁舎 5階

電話:0985-21-1804(直通) FAX:0985-42-6292